



令和5年11月22日
都市経営戦略会議
説明資料

さいたまいきいき長寿応援プラン2026 (素案)について

福祉局 長寿応援部
高齢福祉課・いきいき長寿推進課・介護保険課

※素案中に掲載している施策や個別の事業等については、今後の社会状況の変化や予算の状況等を踏まえ一部変更を行う場合があります。

● 審議事項

「さいたまいきいき長寿応援プラン2026（素案）」について

構 成

<総論>

- 1－1 計画の位置づけ
- 1－2 計画期間
- 1－3 高齢者数の見通し
- 1－4 平均寿命・健康寿命
- 1－5 認定者数と認定率の見込み
- 1－6 認知症高齢者を取り巻く状況

- 2－1 計画策定の基本的な考え方
- 2－2 計画全体の体系
- 2－3 施策体系
- 2－4 4つの重点施策と人材活用・多様な連携の推進
- 2－5 基本目標と主な課題への対応

- 3－1 総合成果指標「高齢者の市民満足度」の実績と目標値
- 3－2 成果指標の実績と目標値
- 3－3 主な事業の実績と目標値

<各論>

- 4－1 認知症施策推進計画
- 4－2 成年後見利用促進計画

- 5－1 第8期 介護保険施設整備の状況
- 5－2 特別養護老人ホーム待機者の状況
- 5－3 特別養護老人ホーム待機者解消方針
- 5－4 第9期 主な介護保険施設整備の見込み

- 6 策定までのスケジュール

1-1 計画の位置づけ

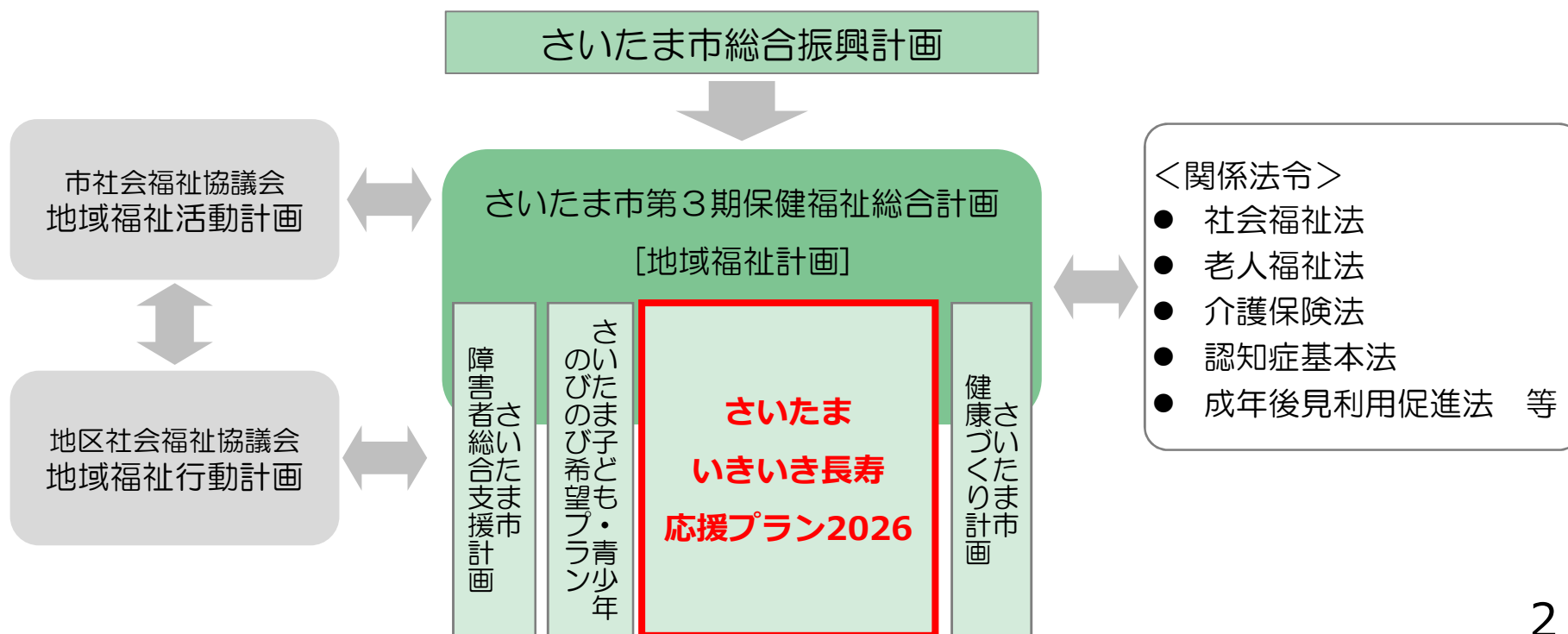
<関係法令等による位置づけ>

- ① 市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）
- ② 市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）
- ③ 市町村認知症施策推進計画（認知症基本法第13条第1項）
- ④ 市町村成年後見利用促進計画（成年後見利用促進法第14条第1項）
- ⑤ 安心長生きのまちづくりに関する基本的な計画（さいたま市誰もが安心して長生きできるまちづくり条例第8条第1項）

①～⑤を「さいたまいきいき長寿応援プラン2026」として一体的に策定

<本市等の計画との関係>

- ・ 上位計画であるさいたま市総合振興計画及びさいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）等と整合・連携を図った計画
- ・ 地域福祉活動計画（さいたま市社会福祉協議会）等と連携を図った計画



1-2 計画期間

- 介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を一期として定めることとされている。
- 計画期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間。

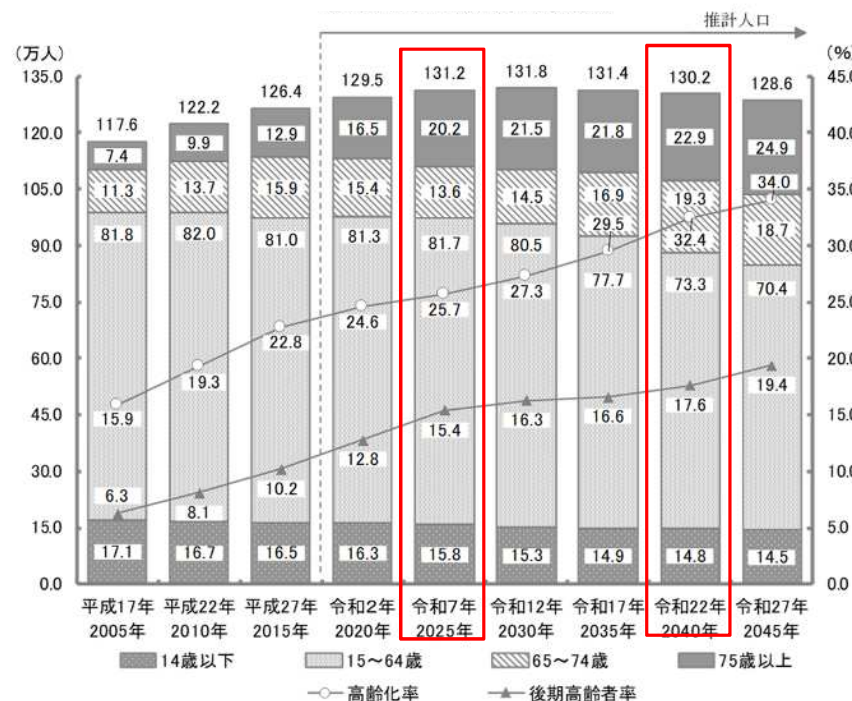


※破線部は見込みを記載

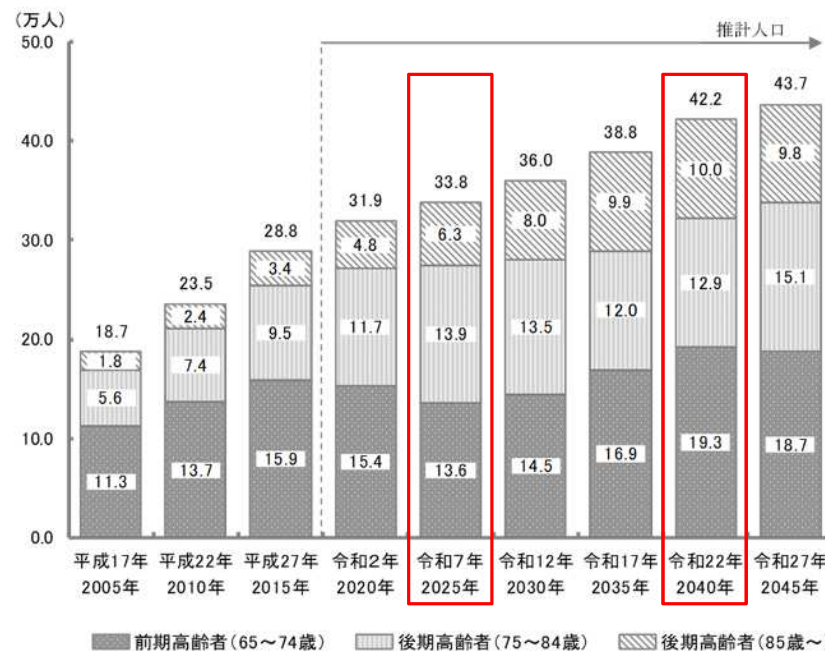
1-3 高齢者数の見通し

- 「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7（2025）年には、市民の約4人に1人が高齢者。
- 「団塊ジュニア」世代が65歳以上を迎える令和22（2040）年には、市民の約3人に1人が高齢者。
- 介護ニーズが高い85歳以上の後期高齢者は、約10万人（令和2（2020）年比約2倍）に増加。
- 介護予防の推進などにより、健康寿命の延伸を図るとともに、地域包括ケアシステムと介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくりを進め、増大、多様化する医療、介護、生活支援に対する高齢者のニーズに応えていく必要。
- 高齢者の割合が急増する一方、現役世代の人口（生産年齢人口）が急減していく見込み。
- シニア人材の活用や多様な主体との連携を推進することで、地域の担い手と介護人材を確保していく必要。

本市の年齢4区分別人口の見通し



本市の前期高齢者・後期高齢者の見通し

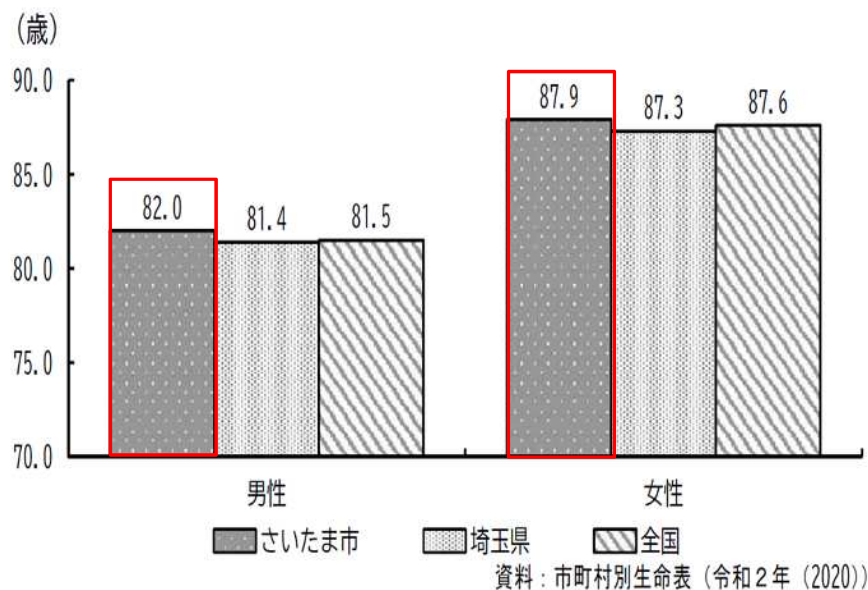


資料 平成27年(2015)年までは、「国勢調査」(総務省)に基づきます。令和2(2020)年以降は、国立社会保障・人口問題研究所から発表された推計値です。
※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

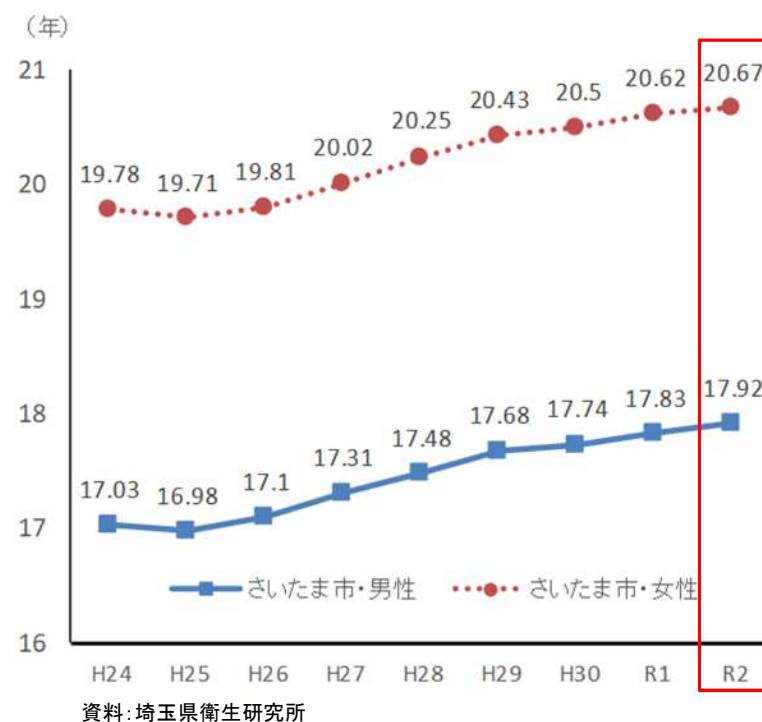
1-4 平均寿命と健康寿命

- 本市の平均寿命は、男性が82.0歳、女性が87.9歳（令和2年）。
 - 本市の65歳健康寿命（※）は、男性が17.92年、女性が20.67年（令和2年）であり、男女とも増加傾向。（※）65歳に達した人が要介護度2以上になるまでの健康で自立した生活を送る期間
- 「人生100年時代」、「生涯現役社会」を見据えて、退職後や子育てを終えた方々の「セカンドライフ」を、活力ある地域づくりに結び付けていく必要。

本市の平均寿命(性別)

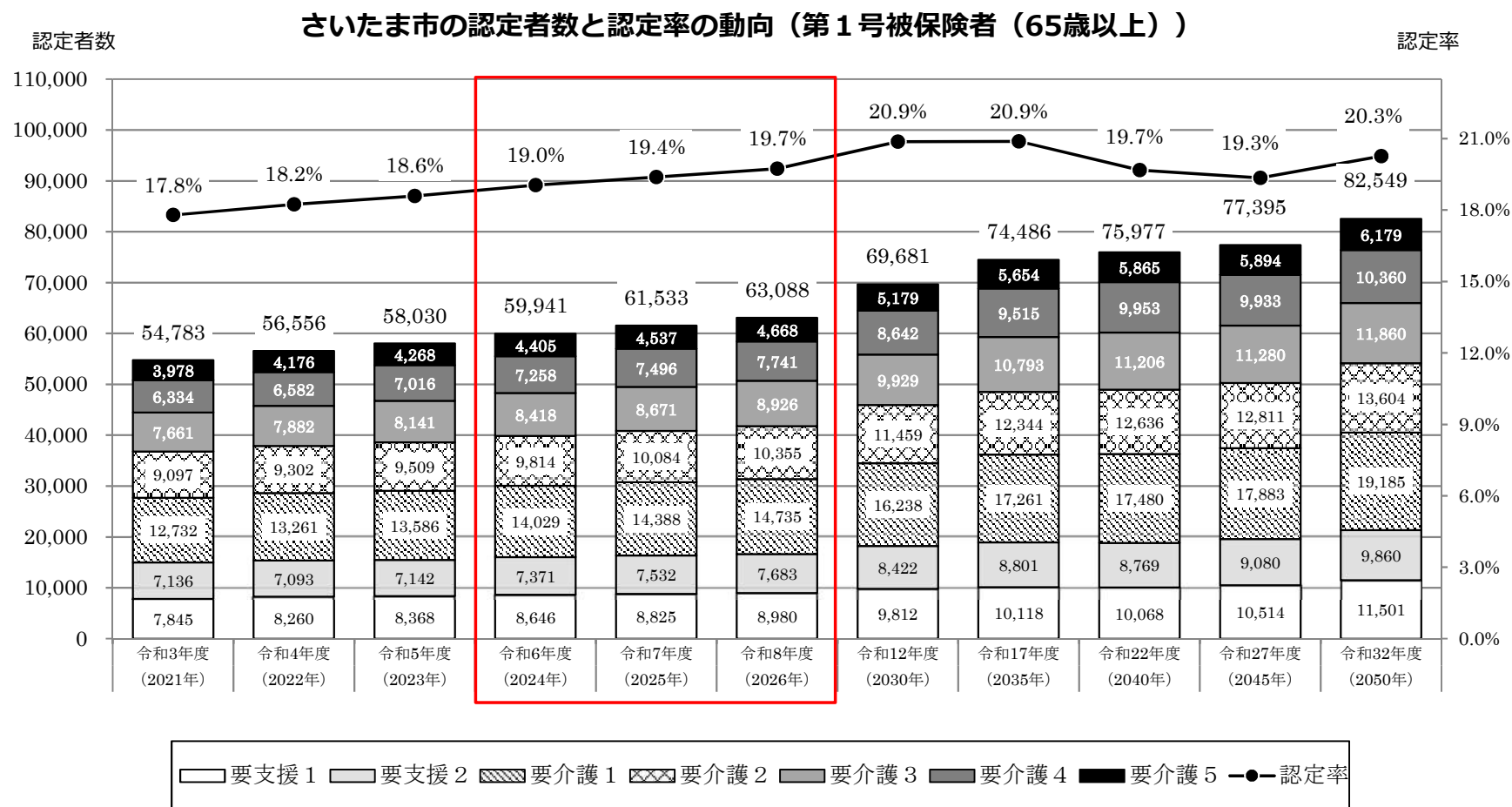


本市の65歳健康寿命(性別)



1-5 認定者数と認定率の見込み

- 第9期の認定者数は、本計画の最終年度である令和8年度に、約6.3万人に増加。
- 認定率は、概ね年0.4ポイントずつ上昇し、令和8年度には、19.7%程度になる見込み。



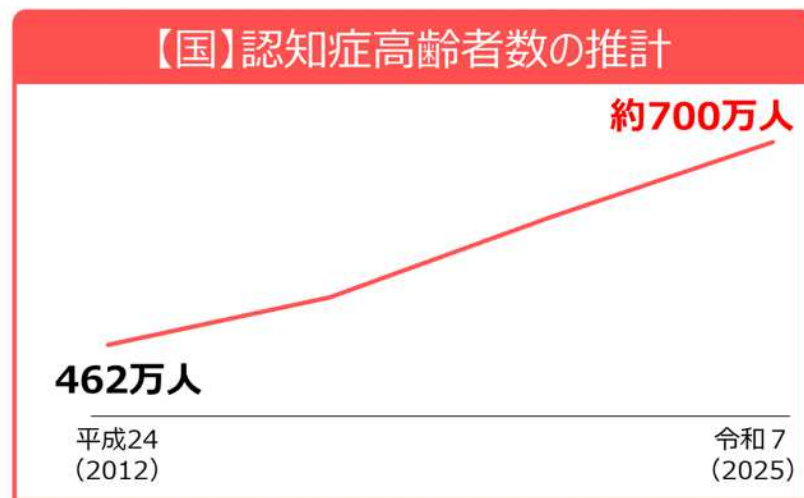
1-6 認知症高齢者を取り巻く状況

- 認知症高齢者数は、令和7年（2025年）には国全体で約700万人（高齢者の約5人に1人）に達する見込み。
- 本市の認知症高齢者数は、毎年千人程度の規模で増加し、令和22年（2040年）には、約4.5万人となる見込み。
- 令和5年6月に認知症基本法が成立。基本法では、従前の保健・医療・福祉の提供体制の充実に加え、認知症の人の尊厳や意向に配慮した「共生」に資する多様な取組（認知症バリアフリー、社会参加支援、多様な主体との連携）がより一層求められた。

- これまでも充実を図ってきた保健・医療・福祉サービスの切れ目のない支援に引き続き取り組むとともに、認知症基本法にある「共生」の考え方をより強く明示する必要。
- 具体的な取組として、チームオレンジやその推進主体となるセンターの設置などを通して、「認知症の人の社会参加の場の創出」や「本人発信支援」、「企業・団体との協働（認知症バリアフリー）」を充実していく必要。



さいたま市チームオレンジ
ロゴマーク



▲平成28年版高齢社会白書（65歳以上の認知症患者数と有病率の将来推計）を基に作成



▲令和4年度までは実績数値
令和5年度以降は、「第8期さいたま市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」掲載資料を基に作成

2-1 計画策定の基本的な考え方

高齢者を取り巻く状況・政策動向

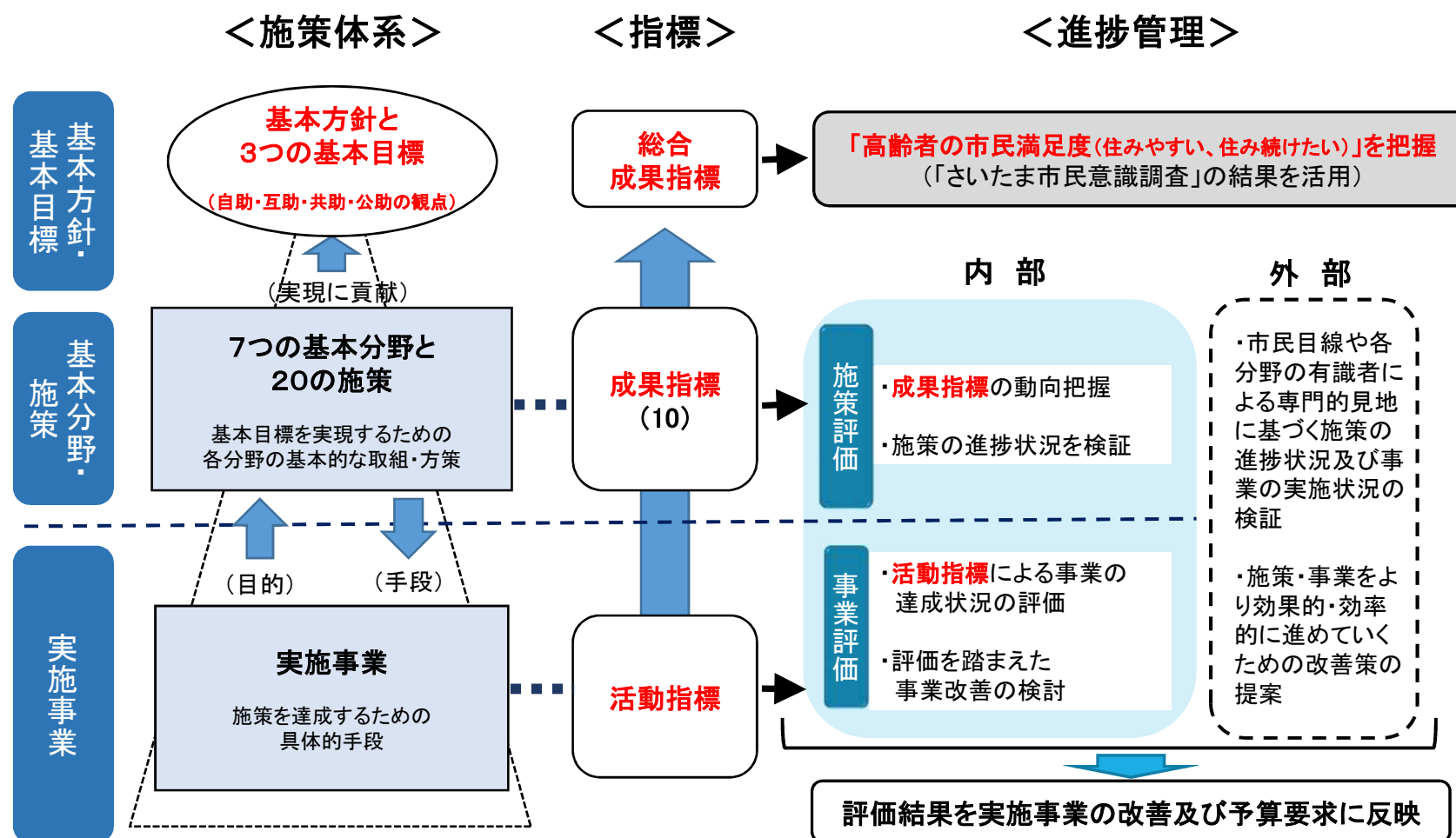
- ① 「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7(2025)年には、後期高齢者の割合が急増。さらに「団塊ジュニア」世代が65歳以上を迎える令和22(2040)年には、市民のほぼ3人に1人が高齢者という状況に直面する見込み。
- ② 高齢者の割合が急増する一方、現役世代の人口が急減していく見込み。
- ③ 認知症高齢者の数は、令和7年には国全体で約700万人（高齢者の約5人に1人）に達する見込み。国では令和元年に「認知症施策推進大綱」を策定、令和5年に「認知症基本法」が成立。
- ④ 認知症高齢者など、日常的な金銭管理などに支障がある方たちを支える手段として、成年後見制度の重要度が増加。平成28年に「成年後見利用促進法」が施行。平成29年に「成年後見制度利用促進基本計画」が、令和4年に第二期の基本計画が閣議決定。
- ⑤ 多発する自然災害や新型コロナウイルス等の感染症による高齢者の生活リスクの高まりに対して備える必要。

計画策定の基本的な考え方

- ① 健康の維持と介護予防の推進、高齢者が活躍できる場を確保することで、健康寿命の延伸を図る。介護状態の重度化を抑制するとともに、たとえ重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進。
- ② シニア人材の活用、多様な主体との連携を推進することで、地域の担い手と介護人材を確保し、高齢者を含めた様々な世代で高齢者を支え続けることができる地域づくりを推進。（P11参照）
- ③ 「認知症基本法」に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「認知症施策推進計画」を本計画と一体的に策定し取組を推進。
- ④ 国の動向に対応し「成年後見利用促進計画」を本計画と一体的に策定し取組を推進。
- ⑤ 高齢者の生活リスクの高まりに対して、具体的な取組を定めて備えを充実。

2-2 計画全体の体系

- 施策体系として基本方針と3つの基本目標、7つの基本分野と20の施策、実施事業を設定。
- 毎年度の計画の進捗管理においては、「成果指標（施策レベル）」及び「活動指標（事業レベル）」の活用に加え、「総合成果指標」として「高齢者の市民満足度（住みやすい、住み続けたい割合）」を新たに設定。



2-3 施策体系

- **「市民の生涯現役での活躍」と「住み慣れた地域で健康に暮らせる環境づくり」を基本方針**として、一人ひとりの取組である「自助」、支え合いの取組である「互助」、介護保険制度とこれを補完する福祉サービスである「共助・公助」の視点を、3つの基本目標として設定。
- 3つの基本目標及び7つの基本分野の下、20の施策（4つの重点施策含む）を推進。

〔基本方針〕

市民一人ひとりが生涯現役で活躍するとともに、住み慣れた地域で健康に暮らせる環境を作ることで、誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

※「総合振興計画」（高齢者福祉分野）の「目指す方向性」と同一

基本目標1 高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、健康維持と介護予防の取組を推進し、高齢者が活躍できる場を確保します

「自助」の観点

基本分野1 健康の維持と介護予防を進めます

- (1) 健康づくりの支援
- (2) ◎介護予防・重度化防止の推進

基本分野2 高齢者が活躍できる場を確保します

- (1) ◎セカンドライフの充実
- (2) 高齢者の交流の場の確保

基本目標2 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、様々な課題を相談でき、互いに解決し合える幅広く支え合う地域づくりを推進します

「互助」の観点

基本分野3 地域で幅広く高齢者の生活を支援します

- (1) ◎地域の支え合いによる生活支援の体制整備
- (2) 多様な主体による生活支援
- (3) ひとり暮らし高齢者への支援
- (4) ◎総合的な認知症施策の推進
- (5) 権利擁護・虐待防止の推進
- (6) 介護者（ケアラー）への支援

基本分野4 長寿を尊ぶ地域社会を醸成します

- (1) 長寿の慶祝

基本目標3 高齢者が安心して暮らせるよう、居住環境の整備と介護サービスの充実、医療と介護の連携強化を図ります

「共助・公助」の観点

基本分野5 誰もが安心して暮らせる環境を整備します

- (1) 高齢者向け施設・住宅の確保
- (2) 高齢者の居住環境の整備
- (3) 高齢者の暮らしにおける安全・安心の確保

基本分野6 介護サービス等の充実を図ります

- (1) 介護保険施設と居住系サービスの充実
- (2) 地域密着型サービス等の充実
- (3) 介護人材の確保
- (4) 介護サービスの適正化と質の向上
- (5) 介護サービスの補完

基本分野7 医療と介護の連携を強化します

- (1) 在宅医療・介護連携の推進

- 「◎」は基本方針実現のため重点的に取り組む施策
- 認知症基本法制定に伴い、「基本分野3(4)総合的な認知症施策の推進」を新たに重点施策に設定

2-4 4つの重点施策と人材活用・多様な連携の推進

- 今後は高齢者の割合が急増する一方、現役世代の人口が急減していく見込み。
- 特にセカンドライフの支援を通じたシニア人材の活用、多様な主体との連携を推進することで、地域の担い手と介護人材を確保し、高齢者を含めた様々な世代で高齢者を支え続けることができる地域づくりを推進。

◎ 1(2)介護予防・重度化防止の推進

● 主な事業

- ✓ 介護予防に関する教室や講座の実施
- ✓ 介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成
- ✓ 地域リハビリテーション活動の支援
- ✓ 保健事業と介護予防の一体的実施

人材活用・多様な連携の推進のイメージ

- いきいきサポーター
- 地域運動支援員
- リハビリ等専門職
- 民間企業 等

- 認知症サポーター
- おれんじパートナー
- チームオレンジ
- フレンドリー企業・団体

● 主な事業

- ✓ 認知症の人に関する理解の増進等
- ✓ 認知症予防に資する可能性のある活動の推進
- ✓ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ✓ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援
- ✓ (仮称) 認知症共生まちづくりセンターの運営【新規】

● 主な事業

- ✓ セカンドライフ支援センター（り・とらいふ）の運営
- ✓ 社会参加及び生きがいづくり活動の支援
- ✓ ボランティア活動の支援
- ✓ 健康福祉センター東楽園の開設・運営【拡大】
- ✓ ねんりんピックさいたま大会の開催準備【新規】

<セカンドライフの支援>

- 長寿応援ポイント
- いきいきボランティアポイント
- シニアユニバーシティ
- 老人クラブ
- シルバー人材センター 等

- 地域包括支援センターの機能強化等
- 地域の担い手
- 「たまねっこ」
- 多様な主体との連携

● 主な事業

- ✓ 地域ケア会議の開催
- ✓ 地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）の配置
- ✓ 住民主体による生活支援事業の実施
- ✓ 生活を支える移動手段の充実

◎ 2(1)セカンドライフの充実

◎ 3(1)地域の支え合いによる生活支援の体制整備 11

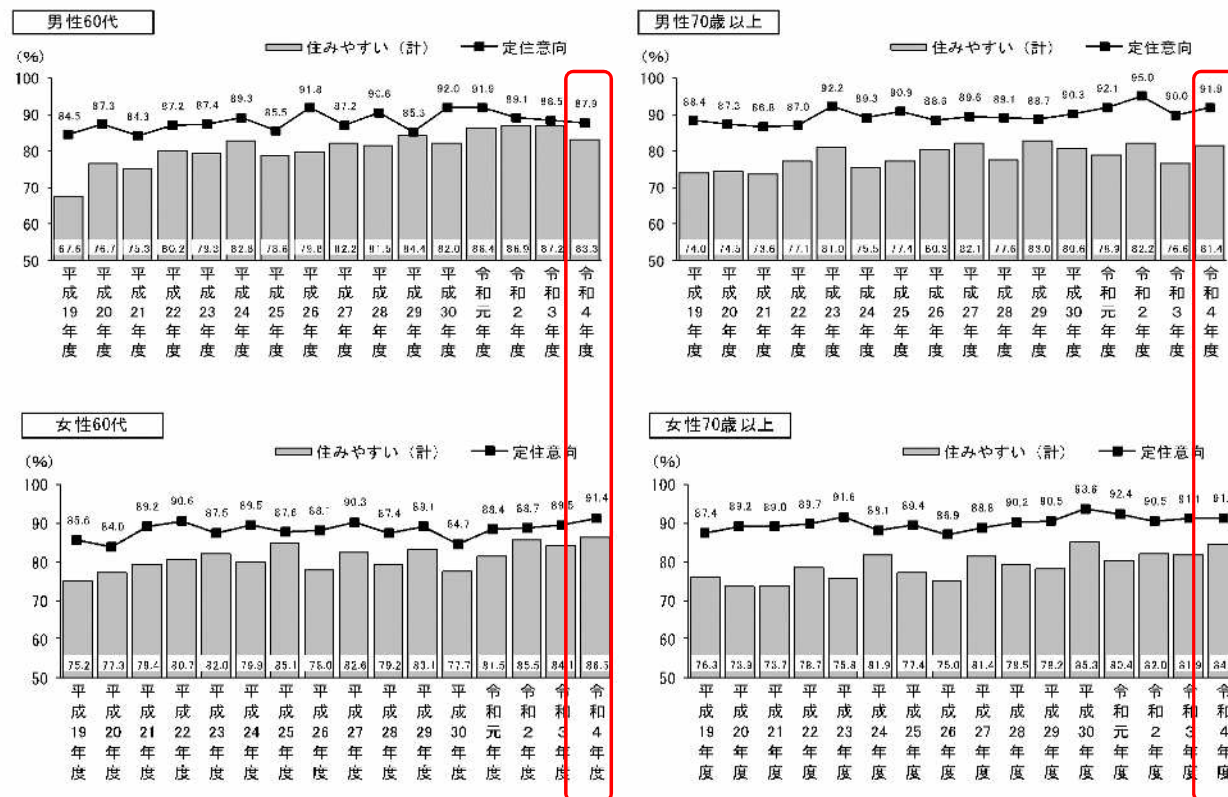
2-5 基本目標と主な課題への対応

基本目標	主な課題	対 応
1 自 助	高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、 <u>健康維持と介護予防の取組を推進し、高齢者が活躍できる場を確保</u>します。	• より多くの市民に生活習慣病の重症化防止やフレイル予防・改善に取り組んでもらう。 • 「通いの場」の参加者や活動場所を増やしていくため、参加のきっかけづくりとなる<u>介護予防教室の参加者の増加、介護予防ボランティア「いきいきサポーター」の拡充、活動場所不足の解消</u>など取組推進。 • 「通いの場」や地域サロン等の活動状況を把握しながら、<u>リハビリテーション等専門職の協力を得て、体操指導や認知症予防講話</u>などによる<u>地域の介護予防の機能を強化</u>。 • 「セカンドライフ支援センター（り・とらいふ）」の積極的な事業PRを行い、窓口の認知度を向上。電話やメール等のリモートでの相談もPRし、より多くの中高年齢層のセカンドライフを支援。
2 互 助	高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、 <u>様々な課題を相談でき、互いに解決し合える幅広く支え合う地域づくりを推進</u>します。	• 地域包括支援センターの認知度向上 • 認知症に関する理解の増進等 • 家族介護者の周知と支援体制の充実 • 地域包括支援センターの広報・周知活動に取り組み、高齢者の総合相談窓口としての役割を広めていく。 • 認知症の理解を深めるため、<u>認知症サポーター養成講座の受講機会の拡大、共生のまちづくりの取組となる「チームオレンジ」の構築などを通じて、幅広い世代や様々な団体にアプローチし、普及啓発を更に拡充</u>。 • 介護者の方にひと息つける場所の提供、広報・周知活動に取り組むとともに、多様な主体による介護者カフェの実施形態を検討。
3 共 助 公 助	高齢者が安心して暮らせるよう、 <u>居住環境の整備と介護サービスの充実、医療と介護の連携強化</u>を図ります。	• 高齢者の住まいの確保 • 介護人材の定着 • 在宅医療と介護の連携 • 高齢者の多様な住まいへの需要の受け皿として、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質を確保。 • 介護人材の定着に繋がる処遇改善加算取得事業所の増加。 • 切れ目のない在宅医療と介護の連携体制を構築するために、医療と介護の連携した対応が求められる場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）を意識した取組を推

3-1 総合成果指標「高齢者の市民満足度」の実績と目標値

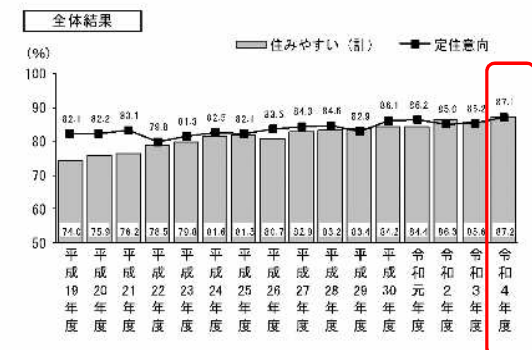
- 70歳以上の市内在住高齢者のうち、男性・女性の概ね8割が「住みやすい」と回答、男性・女性の概ね9割が「住み続けたい」と回答（令和4年度）。
- 本計画の進捗管理における総合成果指標として「高齢者（70歳以上）の市民満足度（住みやすい、住み続けたい）」を設定し、90%以上を目指す。

＜住みやすさと定住意向の推移（性・年代別）＞



（出典）令和4年度さいたま市民意識調査報告書（さいたま市広聴課）

＜同全体結果（参考）＞



（2）年代

属 性	回答者数	比率	市全体の人口比率
18～19歳	19	0.8%	2.2%
20代	199	7.9	13.6
30代	336	13.4	15.1
40代	485	19.3	18.0
50代	498	19.8	17.4
60代	465	18.5	12.2
70歳以上	479	19.1	21.6
無回答	32	1.3	
全 体	2,513	100.0	100.0

3-2 成果指標の実績と目標値

- 計画の達成状況を評価するため、関連する基本分野に応じて成果指標・目標値（令和4年度基準）を設定。
- 現計画では、数値目標を設定しないモニタリング指標であったが、本計画より目標値を設定。
- 総合振興計画の成果指標でもある「（No.4）75歳から79歳までの介護認定率」、「（No.5）介護認定者の内、維持・軽度化した割合」の直近実績値は、令和元年度との比較で改善。

No.	成果指標 「＊」は総合振興計画における成果指標	関連する 基本分野	実績値 R1-2年度	実績値 R3年度	基準値 R4年度	目標値 R8年度※
1	高齢者の主観的幸福度 (10点満点の平均値)	1～6	7.2点/10点 (R1年度)	－	7.2点/10点	9点/10点
2	高齢者の社会参加状況 (地域で何らかの活動に参加の割合)	1～3,6	73.0% (R1年度)	－	77.5%	81.5%
3	高齢者の主観的健康度 (良好と回答の割合)	1,3	80.8% (R1年度)	－	84.0%	87.2%
4*	介護認定率(75歳～79歳)	1,2,7	12.5% (R1年度)	12.1%	11.6%	11.3%
5*	介護認定者の維持・軽度化した割合	1,2,7	76.6% (R1年度)	82.9%	79.6%	80.8%
6*	健康寿命 (65歳に達した市民が健康で自立した生活を送ることができる期間)	1,2,7	男性17.74年 女性20.50年 (H30年度)	17.83年 20.62年 (R1年度)	17.92年 20.67年 (R2年度)	18.35年 21.06年 (R6年度)
7*	地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている市民の割合	2～5	54.3% (R2年度)	52.5%	52.8%	57.6%
8*	「学習機会を得ている」と感じる市民の割合	2	48.4% (R2年度)	47.8%	48.1%	51.6%
9*	「学習の成果を地域活動やボランティアなどで社会に還元している」と答えた市民の割合	2	24.6% (R2年度)	22.9%	24.4%	28.4%
10*	市民の就業率	1,2	60.1% (R2年度)	59.3%	61.0%	63.6%

※ No.1～3の実績値は3年ごとに実施する高齢者向けアンケート調査(次回令和7年度実施予定)により把握、目標値は目指す水準及び過去の実績値を基に設定

※ 総合振興計画の成果指標でもあるNo.4～10の目標値は、直近の実績値と目標値設定年度である令和7年度及び令和12年度の目標値等を基に設定

3-3 主な事業の実績と目標値

基本分野	事業名 ★は重点施策	活動指標	区分	R3年度		R4年度		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
				目標・実績	評価	目標・実績	評価	目標	目標	目標	目標
分野1	(2)① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施★	①事業実施日常生活圏域数	計画	14圏域	B	18圏域	B	22圏域	27圏域	27圏域	27圏域
			実績	14圏域		18圏域		—	—	—	—
		②保健指導等の参加率	計画	10%	A	12.5%	A	15.0%	17.5%	20.0%	22.5%
			実績	15.7%		18.20%		—	—	—	—
		③保健指導の参加者のうち、生活習慣を改善する意欲のある人の割合	計画	60%	B	65%	B	70%	75%	80%	85%
			実績	64%		65%		—	—	—	—
		④通いの場等で健康教育等を受けた方が「とても満足」「満足」と回答した割合	計画	82%	A	84%	A	86%	88%	90%	92%
			実績	99%		98%		—	—	—	—
	(2)③ 介護予防に関する教室や講座の実施★	通いの場への高齢者の参加者数	計画	6,800人	C コロナ	15,000人	A	18,000人	19,000人	20,000人	21,000人
			実績	5,710人		17,129人		—	—	—	—
分野2	(1)① セカンドライフ支援センター(り・とらいふ)の運営★	①相談件数	計画	1,260件	B	1,290件	A	1,320件	2,100件	2,400件	2,700件
			実績	1,214件		1,617件		—	—	—	—
		②マッチング件数【新規】	計画	—	—	—	—	—	240件	260件	280件
			実績	—		—		—	—	—	—
	(1)② 高齢者の社会参加及び生きがいがづくり活動の支援★	①シルバーポイント(長寿応援ポイント)登録者数	計画	40,000人	C コロナ	41,000人	C コロナ	42,000人	43,000人	44,000人	45,000人
			実績	38,675人		39,161人		—	—	—	—
		②シルバーポイント(長寿応援ポイント)新規登録者数【新規】	計画	—	—	—	—	—	2,500人	2,550人	2,600人
			実績	—		—		—	—	—	—
	(1)③ 高齢者によるボランティア活動の支援★	①シルバーポイント(いきいきボランティアポイント)登録者数	計画	11,200人	C コロナ	11,500人	C コロナ	11,800人	12,200人	12,600人	13,000人
			実績	10,676人		10,653人		—	—	—	—
		②シルバーポイント(いきいきボランティアポイント)新規登録者数【新規】	計画	—	—	—	—	—	1,000人	1,050人	1,100人
			実績	—		—		—	—	—	—
	(1)⑤ シニアユニバーシティの運営等★	講座参加者が講座内容について「とても満足」「満足」と回答した割合	計画	78%	A	94%	B	94%	94%	94%	94%
			実績	94%		93%		—	—	—	—
	(2)⑤ 高齢者の交流、生きがい、健康づくりに寄与する施設の整備・運営	①東楽園再整備の進捗度	計画	建築実施設計着手	B	造成工事・建築工事着手	B	造成工事完了	建築工事完了	既存施設解体工事着手	—
			実績	建築実施設計着手		造成工事・建築工事着手		—	—	—	—
		②健康福祉センター東楽園の来館者数【新規】	計画	—	—	—	—	—	—	330,000人	330,000人
			実績	—		—		—	—	—	—

(備考)ABCの基準は、A(目標に対する実績が110%以上)、B(90%以上110%未満)、C(90%未満)

3-3 主な事業の実績と目標値

基本分野	事業名 ★は重点施策	活動指標	区分	R3年度		R4年度		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
				目標・実績	評価	目標・実績	評価	目標	目標	目標	目標
分野3	(1)① 地域包括支援センターの機能強化等★	地域包括支援センターの認知度	計画	56%	B	58%	B	60%	62%	65%	66%
			実績	56%		55%		—	—	—	—
	(2)① 見守り活動の推進	高齢者見守りの活動者数	計画	4,000人	A	4,500人	A	6,200人	6,250人	6,300人	6,350人
			実績	4,426人		6,136人		—	—	—	—
	(4)① 認知症の人に関する理解の増進等★	①認知症サポーターの養成数	計画	8,800人	C コロナ	8,900人	C コロナ	9,000人	25,000人		
			実績	2,727人		3,185人		—	—		
		②認知症サポーターステップアップ講座の参加者が「とても満足」「満足」と回答した割合	計画	82%	A	93%	B	93%	93%	93%	93%
			実績	92.8%		93.9%		—	—	—	—
		③おれんじパートナー養成者数【新規】	計画	—	—	—	—	—	450人		
			実績	—		—		—	—		
	(4)④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援★	企業・団体等登録件数(チームオレンジ)【新規】	計画	—	—	構築に向けた課題整理、スキーム検討	B	100件	700件		
			実績	—		同上		—	—		
	(6)① 介護者が集い、相談できる場の確保	介護者サロンの開催回数	計画	900回	—	900回	B	900回	900回	900回	900回
			実績	320回		602回		—	—	—	—
分野5	(1)① 有料老人ホームの指導・監督	立入検査数	計画	45 件	B	45 件	B	45 件	45 件	45 件	45 件
			実績	45 件		45 件		—	—	—	—
分野6	(1)⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険施設等の公募数に対する採択数の割合	計画	78%	A	90%	C コロナ	90%	90%	90%	90%
			実績	99.8%		75.9%		—	—	—	—
	(3)④ 処遇改善加算取得の促進	介護職員等特定処遇改善加算を算定している事業所数の割合	計画	78%	B	81%	B	84%	87%	90%	90%
			実績	74.8%		76.5%		—	—	—	—

(備考)ABCの基準は、A(目標に対する実績が110%以上)、B(90%以上110%未満)、C(90%未満)

4-1 認知症施策推進計画

基本分野3(4)
総合的な認知症施策の推進

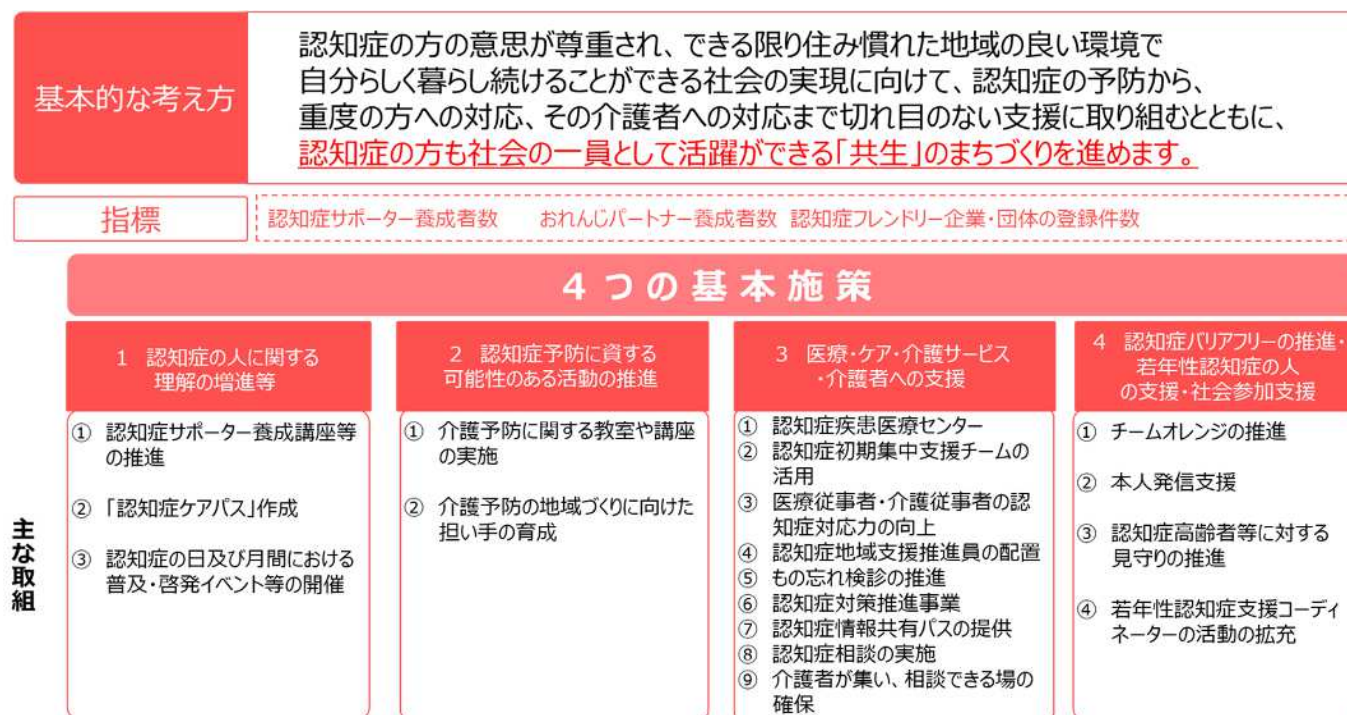
＜次期計画のポイント＞

- 認知症基本法への対応
- 認知症高齢者数の増加
- 計画の進行管理の強化

- 基本的考え方に「共生」の考え方をより強く明示
✓ 具体的取組として、推進主体となるセンターを設置し、チームオレンジや認知症サポーター養成取組などを拡充
- 総合的な施策推進のため、4つの基本施策を引き続き堅持
- おれんじパートナー養成者数、企業登録件数などの指標を追加

概

要



4-2 成年後見利用促進計画

基本分野 3 (5)
権利擁護・虐待防止の推進

<関係法令等による位置づけ>

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年～）

第14条第1項

市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める

- さいたま市においては、令和3年度～令和5年度を計画期間として第一期計画を策定。※高齢者保健福祉計画と一体的に策定
第一期計画期間が終了するため、次期計画を策定する。（計画期間：令和6年度～令和8年度）

<成年後見制度に係る本市の現状と次期計画の内容>

- 本市在住の成年後見制度利用者は約1,600人（令和4年12月末時点、さいたま家裁情報提供）。令和元年度12月末時点から約130人の増加。
- 制度利用者は高齢者が多く、利用開始原因は認知症が約6割を占め最も多い。
- 令和4年度に国において閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の内容を反映し、「地域共生社会」の実現に向けて、成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。
- 令和3年度に設置した地域連携ネットワークの中核機関を中心に、市民からの相談対応、制度の周知・啓発、任意後見制度の利用促進、市民後見人の育成等の取組をさらに進める。

主な 施策

(1) 相談対応

(2) 周知・啓発

(3) 親族後見人等の支援

(4) 任意後見制度の利用促進

(5) 担い手の確保・育成等の推進(市民後見人の育成等)

(6) 成年後見制度利用支援事業(市長申立・報酬助成)

5-1 第8期 介護保険施設整備の状況

基本分野6
(1)介護保険施設と居住系サービスの充実
(2)地域密着型サービス等の充実

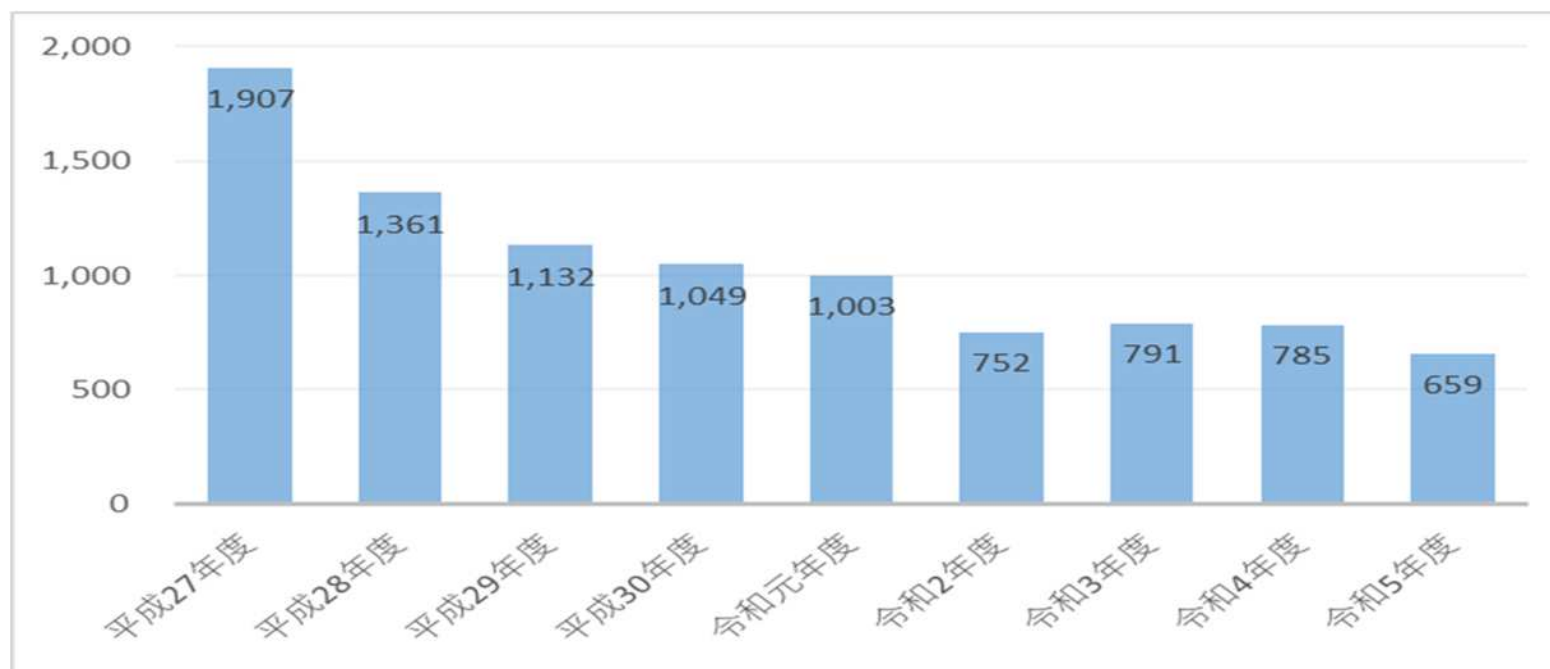
- 令和4年度は、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については達成、その他の種別については未達成となった。
- 未達成の主な要因としては、物価高騰の影響により、公募の申込みが計画数に達しなかったことや、事業者から事業計画の取り下げがあったためである。

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和4年度 実施状況
	目標数	実績	目標数	実績	目標数	実績	
介護医療院	314人	245人	514人	345人	714人	—	未達成
(介護予防) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)	8,450人	8,429人	8,850人	8,803人	9,250人	—	未達成
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	66か所	69か所	71か所	71か所	76か所	—	達成
	1,321人	1,375人	1,411人	1,420人	1,501人	—	
地域密着型特定施設入居者生活介護	2か所	1か所	3か所	2か所	4か所	—	未達成
	58人	29人	87人	57人	116人	—	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	7か所	5か所	9か所	6か所	11か所	—	未達成
	198人	140人	256人	164人	314人	—	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9か所	9か所	10か所	10か所	10か所	—	達成
(介護予防) 認知症対応型通所介護	16か所	14か所	18か所	13か所	20か所	—	未達成
看護小規模多機能型居宅介護	4か所	4か所	5か所	4か所	6か所	—	未達成
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	17か所	16か所	19か所	16か所	21か所	—	未達成

5-2 特別養護老人ホーム待機者の状況

基本分野 6
(1)介護保険施設と居住系サービスの充実
(2)地域密着型サービス等の充実

● 入所待機者の推移(各年度4月1日)



● 入所待機者の現状(令和5年1月1日時点調査)

- 入所待機者：733人、空床数：580人分
- 待機者が入所できない理由 上位3位 (記載のあった726人分)
 - ① 入所順位に至らない・・・・・・・・・・・・・・ 57.7% (419人)
 - ② 家族等が希望しているが、本人が希望していない・ 19.3% (140人)
 - ③ 医療的ケアなど施設で対応不能・・・・・・・・・・・・ 7.7% (56人)

5-3 特別養護老人ホーム待機者解消方針

基本分野 6
(1)介護保険施設と居住系サービスの充実
(2)地域密着型サービス等の充実

● ①「入所順位に至らない」待機者

- 介護老人福祉施設は全国いずれの自治体の施設でも利用可能。
- 入所は「必要性が高い申込者を優先」とされており、「入所順位に至らない」待機者は、市外申込者よりも「必要性が低い」と施設側に判断されるケースが多いと考えられる。
- このため、**入所者を本市の被保険者に限定する地域密着型介護老人福祉施設を整備**することにより、今後の需要増を含め、待機者を解消。

● ②「家族等が希望しているが、本人が希望していない」待機者

- 在宅で生活するためのサービスとして、**定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護などの事業所の整備を推進。**

● ③「医療的ケアなどが必要なため施設で対応不能」な待機者

- 医療的ケア等の必要性により特別養護老人ホームへの入所が困難なことから、**対応できる可能性の高い介護医療院の整備を推進。**

5-4 第9期 主な介護保険施設整備の見込み

基本分野6
(1)介護保険施設と居住系サービスの充実
(2)地域密着型サービス等の充実

施設・居住系サービス	第8期末累計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期末累計
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	6,917 [人]	—	—	—	6,917 [人]
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	164 [人]	58 [人]	58 [人]	58 [人]	338 [人]
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等) ※	8,851 [人]	100 [人]	100 [人]	100 [人]	9,151 [人]

※ 新設による整備は行わない。
令和6年4月1日において既に届出又は登録のある高齢者向け集合住宅（住宅型有料老人ホーム及び住宅型サービス付き高齢者向け住宅）からの転換に限る。

地域密着型サービス	第8期末累計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期末累計
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	10か所	1か所	1か所	—	12か所
(介護予防)小規模多機能型 居宅介護	16か所	2か所	2か所	1か所	21か所
(介護予防)認知症対応型 共同生活介護(グループホーム)	1,438 [人]	90 [人]	90 [人]	90 [人]	1,708 [人]

6 策定までのスケジュール

令和5年			令和6年		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
★計画検討会③ ・計画素案作成	●高齢者福祉 専門分科会① ・都市経営 戦略会議 ・計画素案策定	市議会へ 計画素案の報告 ●高齢者福祉 専門分科会②	パブリック・ コメントの実施	★計画検討会④ ・計画案の策定 ・介護保険条例 議案、当初予 算議案の審議	●高齢者福祉 専門分科会③ ・計画成案公表

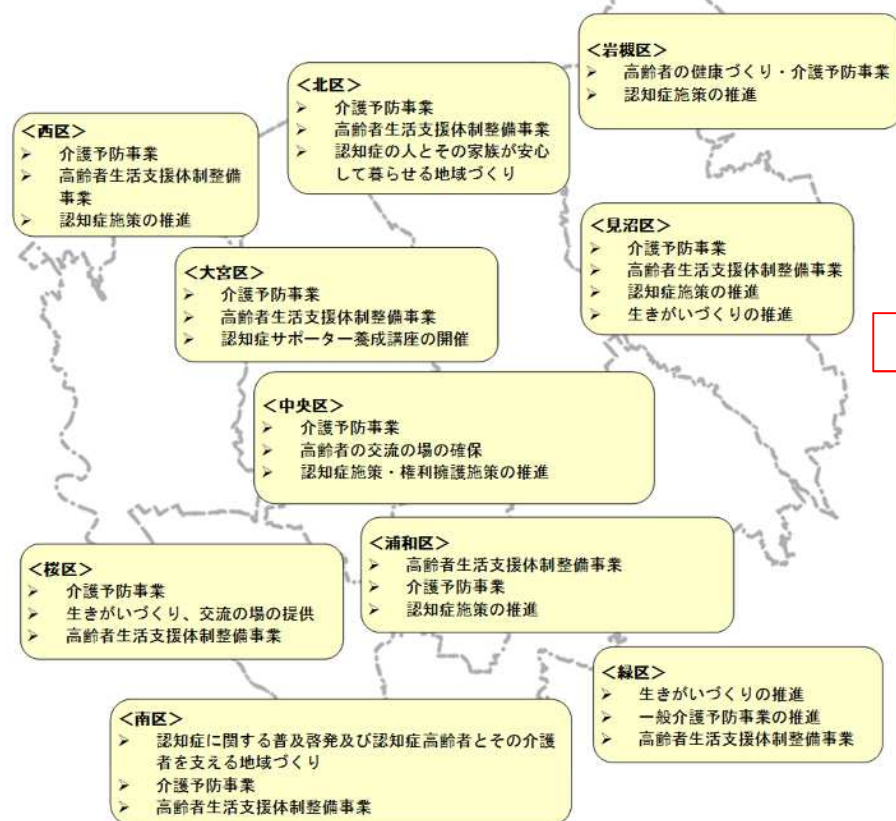
(参考) 計画策定に向けた検討の経過

日付	会議の名称等	検討内容
令和4年7月27日	令和4年度第1回 さいたま市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	・計画策定の概要について
令和5年3月20日	令和4年度第2回 同 高齢者福祉専門分科会	・計画の策定に向けて
令和5年7月25日	令和5年度第1回 さいたま市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会 計画検討会	・計画骨子案について
令和5年9月4日～9月15日 (書面開催)	令和5年度第2回 同 計画検討会	・計画素案(たたき台)について
令和5年10月20日～10月27日 (書面開催)	令和5年度第3回 同 計画検討会	・計画素案(案)について
令和5年11月1日	令和5年度第1回 さいたま市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	・計画素案について

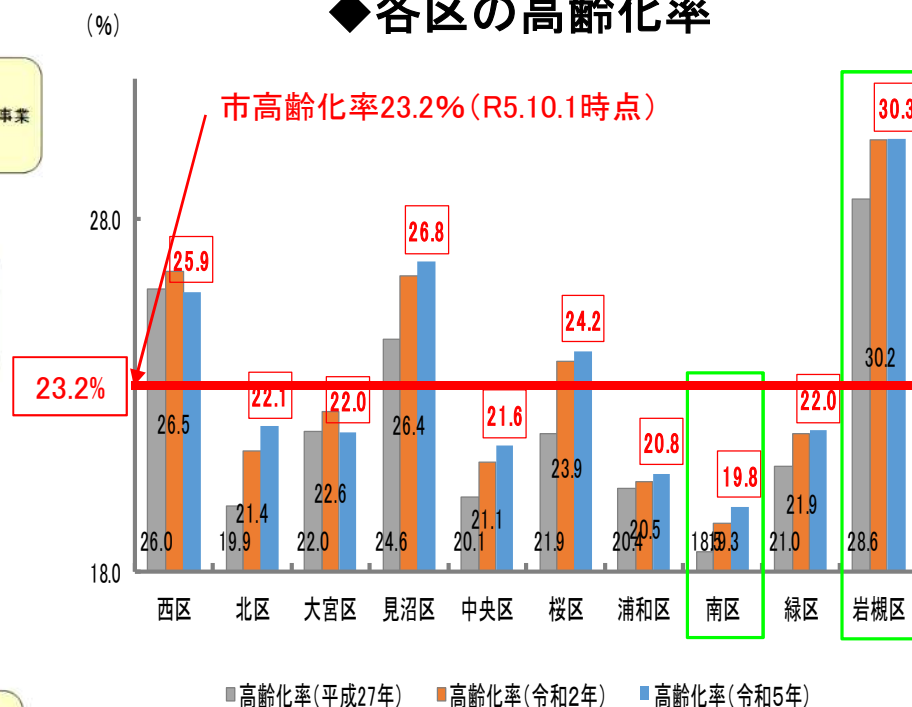
(参考)区版計画

- 各区の令和5年の高齢化率は、平成27年と比べて全区で上昇。最高は岩槻区、最低は南区。
- 各区役所高齢介護課は、地域包括ケアの環境づくりを進めるため、各区の現状と課題を踏まえ、地域と連携して主体的に介護予防事業や認知症施策などの取組を推進。

◆各区役所の主な取組



◆各区の高齢化率



資料:住民基本台帳(各年10月1日時点)

(参考)
地域包括ケアシステムの全体像

地域包括支援センター
ケアマネジャー
相談業務やサービスのコーディネート

病気になったら・・・



医療

地域の診療所

- かかりつけ医
- 地域の連携病院

通院・入院



住まい

住み慣れた
我が家

- 自宅
- サービス付き
高齢者向け住宅等

通所・入所



介護が必要になったら・・・



介護

介護サービスの提供

- 施設・居住系サービス
- 在宅系サービス
- 介護予防サービス

認知症の方



いつまでも元気に暮らすために・・・

- 通いの場
- 介護予防教室



生活支援・介護予防

自治会・民生委員・老人クラブ・NPO・ボランティア等